

## 鹿児島工業高等専門学校におけるプロジェクトチームに関する要項

平成 26 年 1 月 23 日

校長裁定

### (趣旨)

第 1 条 この要項は、鹿児島工業高等専門学校において特定の目的のために設置するプロジェクトチームに関し、必要な事項を定める。

### (設置)

第 2 条 校長は、本校における新たな課題等を整理するとき、プロジェクトチームを設置することができる。

### (組織)

第 3 条 校長は、プロジェクトチームを設置するときは、その構成員について、当該チームの設置の趣旨及び活動内容に沿った、適切かつ効率的な構成になるよう努めるものとする。

- 2 構成員は、当該プロジェクトチームの職務に従事する。
- 3 プロジェクトチームにチームリーダーを置き、校長が指名する者をもって充てる。
- 4 チームリーダーは、プロジェクトチームを主宰し、その業務を統括する。
- 5 プロジェクトチームにサブリーダーを置くことができる。この場合において、サブリーダーは、チームリーダーが指名する者をもって充てる。
- 6 サブリーダーは、チームリーダーを補佐し、チームリーダーに事故があるときは、その職務を代理する。

### (報告)

第 4 条 チームリーダーは、プロジェクトの進捗状況を適宜校長に報告するものとする。

### (廃止)

第 5 条 校長は、プロジェクトチームの任務が終了したとき又はプロジェクトチームを存続させる必要がなくなったときは、当該プロジェクトチームを廃止するものとし、プロジェクトチームを存続させる必要があると認めるときは、その設置期間を延長することができる。

### (公示)

第 6 条 校長は、プロジェクトチームの設置、廃止又は変更を行う場合は、その旨を校内公示するものとする。ただし、公示することが適当でないと校長が認める場合は、

その一部又は全部を公示しないことができる。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、プロジェクトチームに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成26年1月23日から施行し、平成24年10月1日より適用する。

附 則

この要項は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年4月6日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和2年5月13日から施行する。

## プロジェクトチーム設置(変更・廃止)について(公示)

校 長

次のとおり、プロジェクトチームを設置(変更・廃止)しましたので、鹿児島工業高等専門学校におけるプロジェクトチームに関する要項第6条の規定に基づき公示します。

名 称	
設置の趣旨	
設置期間	
活動内容 (基本的任務)	
メンバー構成 (リーダー・構 成員/氏名/ 所属)	
その他 必要事項等	